

群馬大学大学院理工学府転入学に関する内規

平成 25 年 4 月 1 日 制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学大学院学則第 40 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学大学院理工学府（以下「本学府」という。）への転入学に関し必要な事項を定める。

(出願資格)

第 2 条 本学府に転入学することができる者は、他大学大学院（以下「他大学院」という。）に在学し、本学府への転入学を志望している者とする。

(出願手続)

第 3 条 志願者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、理工学府長を経て学長に願出しなければならない。

- (1) 転入学志願書（写真貼付）
- (2) 成績証明書
- (3) 教授細目（既修得単位がある場合）
- (4) 転入学許可書又は受験許可書（休学期間が記載されているもので、様式任意）
- (5) 受験内諾書（受入れ先の教育プログラム長等が作成したもので、様式任意）

(出願期限)

第 4 条 前条の書類の提出期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 4 月転入学を志願する者 1 月末日まで
- (2) 10 月転入学を志願する者 7 月末日まで

(選 考)

第 5 条 選考は、学力検査及び成績証明書に基づき行う。

2 学力検査の方法は、学生受入れ対象教育プログラム（以下「当該プログラム」という。）において別に定める。

3 当該プログラム及び学府教授会が学生受入れを審査する。

(転入学許可)

第 6 条 転入学は、本学府に転入学させて教育し、研究させることが教育上有益と認められる場合に限り、これを認めるものとし、本学府教授会の議を経て、学長が許可する。

(年 次)

第 7 条 本学府に転入学させる年次については、他大学院での既修得単位の状況に応じて、学府教授会が審議する。

(在学年限)

第 8 条 本学府での在学年限は、入学後の在学すべき年数の 2 倍を超えることはできない。

(単位認定)

第 9 条 他大学院における既修得単位は、教育上有益と認める場合に限り本学府において修得したものとみなし、その一部又は全部を認定することができる。

2 前項の既修得単位の認定時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 4 月転入学者 4 月中

(2) 10月転入学者 10月中

(単位認定手続)

第10条 既修得単位の認定は、当該学生の指導教員を含めた3人の大学院担当教員で授業科目等を審査し、本学府教務委員会及び本学府教授会の議を経て、本学府長が行う。

(単位認定授業科目の成績表示)

第11条 認定された授業科目の成績表示は、「認定」とする。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃は、本学府教授会の議を経て、本学府長が行う。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。